

子ども家庭支援センター会計年度任用職員採用試験実施要領(ケースワーカー)

- 1.募集職種 ケースワーカー
- 2.勤務場所 中央・東部子ども家庭支援センター
※勤務場所は採用決定後に所属長が決定
- 3.募集人員 2名
- 4.業務内容 子ども家庭支援センターにおける子育てに関する相談の受付・対応、家庭訪問等。
- 5.雇用期間 令和7年3月31日まで
※勤務成績等により、4回を限度に再度任用する場合がある。
- 6.応募要件 ①社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する人。
②年間を通して職務に従事できる健康な人。
- 7.欠格事由 次のいずれかに該当する人は、この試験に応募できない。
①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
②大分市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人
- 8.勤務条件等
- ①報酬
日額 10,180 円
※日額は上限であり、学歴や職歴等により異なる場合がある。
※令和6年7月1日時点のものであり、採用時には変更となる場合がある。
- ②勤務日数及び時間
週4日勤務
A 勤 午前8時30分～午後5時15分(休憩60分含む)
B 勤 午前9時15分～午後6時00分(休憩60分含む)
※東部子ども家庭支援センターはA勤のみ
- ③その他の条件
費用弁償(通勤手当相当額)を、市の規定に基づいて支給。
期末・勤勉手当として、(市の規定に基づいて)10月分と翌年4月に期末手当(各1.225月分)及び勤勉手当(各1.025月分)を支給します。ただし、採用時期等により、支給対象とならない場合があります。
(4月2日以降採用の場合は、10月分不支給など)。
休暇については、市の規定に基づいて年次有給休暇等付与。

原則として健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。

9.日程等

募 集 随時
試 験 申し込み後に決定し通知
合格発表 随時

10.申し込み方法

レポート及び履歴書を中央子ども家庭支援センターに直接又は郵送で提出

11.試験内容

書類審査(800字以内の事前提出レポート)及び面接による選考試験とする。

12.配点

(事前提出レポート)

審査員1名当たり15点満点(5点×3項目)

- ① レポート課題を理解し、課題に沿った内容になっているか
- ② 自分なりの考え方が書かれているか
- ③ 誤字・脱字がないか

(面接試験)

審査員1名当たり35点満点(5点×7項目)

- ① 話し方・言葉遣い・人柄等印象度
- ② 当該職種としての期待度
- ③ 知識・経験等
- ④ 職場適応性
- ⑤ 健康状態
- ⑥ 質問事項に対する理解度・対応等
- ⑦ 服装等身だしなみ

(配点基準)事前提出レポート、面接試験共通

- 5点 非常に優れている
- 4点 優れている
- 3点 普通
- 2点 やや劣る
- 1点 劣る

事前提出レポートと面接試験の合計で決定する。

14.採用者決定について

成績上位者より選択すること。
ただし、合格水準点は総得点の7割とする。

15.募集方法

ホームページ、ハローワーク等で公募する。